

和歌山工業高等専門学校専攻科委員会規則

制 定 平成14年4月1日

最近改正 平成16年4月1日

(設置)

第1条 和歌山工業高等専門学校学則第49条の規定に基づき、和歌山工業高等専門学校専攻科運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- 一 入学者選抜等に関する事。
- 二 教育課程の編成及び教育計画の立案に関する事。
- 三 学生の進学及び就職に関する事。
- 四 学生の厚生補導に関する事。
- 五 施設及び設備に関する事。
- 六 その他専攻科の運営に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 専攻科長
- 二 副専攻科長
- 三 各専攻から選出された教員各若干名

(任期)

第4条 前条第3号の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、専攻科長をもってあてる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副専攻科長が、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じ委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。